

理容所・美容所への洗髪設備の設置の義務化のお知らせ

山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部改正

— 改正条例：平成26年10月1日施行 —

条例改正の内容

理容所及び美容所における衛生水準の向上を図るため、これらの施設の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置として、流水式の洗髪設備の設置が追加されました。（ただし、頭髪に係る作業を行わない場合など、衛生上の支障がないと認められる場合には、設置の必要はありません。）

このため、平成26年10月1日以降に新たに開設届を提出する理容所又は美容所のうち、頭髪に係る作業を行う場合は、洗髪設備の設置が必要となります。

なお、平成26年9月30日以前から開設している理容所又は美容所で洗髪設備の設置のない施設については、平成26年10月1日以降最初に行う作業室の増築又は、改築までの間は、設置の必要はありません。

新たに理容所又は美容所を開設する場合、現在の施設を増築又は改築をする場合には、あらかじめ保健所にご相談ください。

山梨県 福祉保健部 衛生業務課 生活衛生担当

TEL 055-223-1488 FAX 055-223-1492

E-mail eisei-ykm@pref.yamanashi.lg.jp

改正後の山梨県理容師法施行条例・美容師法施行条例 抜粋

第4条 理容所・美容所の開設者が理容所・美容所について講じなければならない衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 1 作業室の床面積は、9.9㎡以上とすること。
- 2 作業室に置くことができる理容用・美容用の椅子の数は、作業室の床面積が9.9㎡の場合にあっては2、その床面積が9.9㎡を超える場合にあっては2にその超える部分の床面積3.3㎡を増すごとに1を加えた数とすること。
- 3 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その理容所・美容所において頭髪に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 待合所は、作業室と区分して設け、適当な広さとすること。
- 5 作業室に、外傷に対する薬品又は包帯材料を入れた薬品箱を常備すること。
- 6 定期的になずみ及び衛生害虫の駆除を行うこと。

保健所一覧表（相談先）

| 理容所・美容所の所在地・計画地 | 相談先 |
|---|-------------------|
| 甲府市、甲斐市、中央市、昭和町 | 中北保健所 衛生課 |
| | TEL 055-237-1382 |
| | 甲府市太田町9 - 1 |
| | 庁舎2 F |
| 韮崎市、南アルプス市、北杜市 | 中北保健所峡北支所 衛生課 |
| | TEL 0551-23-3071 |
| | 韮崎市本町4 - 2 - 4 |
| | 北巨摩合同庁舎1 F |
| 山梨市、笛吹市、甲州市 | 峡東保健所 衛生課 |
| | TEL 0553-20-2751 |
| | 山梨市下井尻1 2 6 - 1 |
| | 東山梨合同庁舎1 F |
| 市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町 | 峡南保健所 衛生課 |
| | TEL 0556-22-8151 |
| | 富士川町鯉沢7 7 1 - 2 |
| | 南巨摩合同庁舎2 F |
| 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 | 富士・東部保健所 衛生課 |
| | TEL 0555-24-9033 |
| | 富士吉田市上吉田1 - 2 - 5 |
| | 富士吉田合同庁舎2 F |